

平成 27 年 12 月 22 日

◎**弘田委員長** ただいまから商工農林水産委員会を開会いたします。(15 時 30 分開会)

本日の委員会は委員長報告の取りまとめについてであります。

お諮りします。委員長報告の文案については、お手元に配付しておりますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎**書記** 平成 27 年 12 月県議会定例会商工農林水産委員長報告案。商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 13 号議案、第 20 号議案、第 25 号議案、第 26 号議案、以上 5 件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第 3 号「伊方原発再稼働容認の知事発言を再考し、国、愛媛県、四国電力に対し、伊方原発再稼働を行わないことを求める高知県としての行動の請願について」は、採決の結果、賛成少数であったことから、不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第 20 号「高知県が当事者である和解に関する議案」について、執行部から、ルネサス高知工場の集約の決定に伴い、高知工場の承継企業の確保への取り組みと第 2 棟用地の県への無償譲渡等を確認し、県とルネサス社が、今後、高知工場の従業員の雇用継続に向けて協力していくという内容の合意をするものである、との説明がありました。

委員から、当時、三菱電機株式会社高知工場第 2 棟の誘致に関しては、熊本県との地域間競争があったと聞いているが、当時の状況はどのようなものだったのか、との質疑がありました。

執行部からは、昭和 61 年の三菱電機株式会社高知工場の操業開始時点から、第 2 棟の話はあったが、熊本県には三菱電機株式会社の基幹工場があることに加え、阿蘇山系を中心として工業用水が豊富にあったことから、高知県への誘致には、工業用水の確保が最大の課題であった、との答弁がありました。

さらに、委員から、三菱電機株式会社高知工場第 2 棟の整備を信じるに至るコミットメントがあったとのことだが、その解釈の根拠は何か、との質疑がありました。

執行部からは、高知工場が順調に稼働する中で、第 2 棟の整備の話があったことや第 2 棟用社員寮用地を取得していたことに加え、事務レベルでは、工業用水の必要量や水質といった詳細な内容の合意形成がなされたことなどから、十分なコミットメントがあったと考えている、との答弁がありました。

さらに、委員から、香南工業用水道の整備に当たり、三菱電機株式会社と契約を締結すれば双方が義務を負う双務契約となり、県も相当のリスクを負うおそれがあったとのことだが、リスクの具体的な内容は何か、との質疑がありました。

執行部からは、第2棟整備予定地の旧香我美町内で水を確保することが困難であり、第2棟稼働時の確実な給水ができなかった場合の営業補償等を求められた場合、莫大な額になるおそれがあったことや、当時の地域間競争が激しい中で契約を申し入れることにより、第2棟整備自体が白紙撤回されることを懸念したのではないかと、との答弁がありました。

さらに、委員から、本年8月27日に立ち上げられた企業立地推進会議などを通じて、関係部局が共同して企業誘致の視点だけではなく、法律的な評価や関係業界の動向といった多角的な視点から検討を行うとは、具体的にどのようなことか、との質疑がありました。

執行部からは、企業誘致は、企業情報の機密性が高いことから商工労働部のみで対応していたが、他部局もかかわることで、各分野の景況感等を含めて総合的に判断するとともに、法的問題に対応するため、総務部によるリーガルチェックのほか、場合によっては、外部の専門家を招聘して対応を検討していきたい。

また、企業機密事項にも留意しながら、進捗状況に応じて速やかに議会にも報告し、議員の意見も伺いながら適切に取り組んでいきたい、との答弁がありました。

さらに、委員から、仮にルネサス社と和解せず、信義則違反を追及した場合、どのような状況が想定されるのか、との質疑がありました。

執行部からは、信義則違反を追及しても合意内容以上のものを得ることは難しい。また、裁判が長期化することで、従業員の雇用の維持に向けた対応の遅れが懸念される。

ルネサス高知工場及び協力企業を含めた約360人の従業員の雇用を守るため、高知工場の承継企業を確保し、第2棟用地を新たな工業団地として活用していくには、ルネサス社との協力関係が不可欠である、との答弁がありました。

別の委員から、今回の高知工場集約は、ルネサス社に投資している株式会社産業革新機構の意向が反映されたものではないかと思う。ルネサス高知工場及び協力企業の従業員の雇用維持のためには、株式会社産業革新機構及び当該機構の出資者である政府への働きかけも検討してもらいたい、との質疑がありました。

執行部からは、あくまで高知工場の従業員の雇用の継続は、ルネサス社が当事者であると考えている、との答弁がありました。

別の委員から、県は、ルネサス社はもとより、香南市や各支援機関とも連携し、高知工場の承継企業の確保と第2棟用地への企業立地の早期実現に全力で取り組み、ルネサス高知工場及び協力企業の従業員の雇用の継続・維持を図ってもらいたい。

また、ルネサス社には、同様に高知工場集約以後も必要に応じて、責任感を持った対応をしてもらわなければならない、との意見がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第25号「高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案」について、執行部から、第2期に引き続き、牧野植物園の管理上必要な植物に関する専門知識や栽培管理能力及び団体としての組織力等を有する公益財団法人高知県牧野記念財団を指定管理者として指定するものである、との説明がありました。

委員から、牧野植物園は全国的な評価も高く、研究や教育施設であるとともに観光施設としての役割も果たしており、素晴らしい施設であるが、近年は入園者が減少傾向にある。

展開の仕方によっては入場者数もかなりふえてくると思われるので、魅力をどうPRしていくかが重要だと思うが、どのように考えているか、との質疑がありました。

執行部からは、平成28年度には、各関係者の意見を聞き、リニューアルの基本計画を作成する予定であるが、速やかな対応が必要であることから、例えば、プロモーションのターゲットや方法を明確にした案を示すよう、現在、部を挙げて検討している、との答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、農業振興部についてであります。

「次世代施設園芸団地の進捗状況について」、執行部から、四万十町に整備されている次世代施設園芸団地の11月末時点の基盤整備状況や雇用の確保状況等について、報告がありました。

委員から、高度な環境制御技術による農業において、年間の生産量をふやすには、機械任せではなく、制御システムを使いこなすノウハウが必要だと聞いている。今後、機器を使いこなすためのスキルアップが必要だと思うが、どのように進めていくのか、との質問がありました。

執行部からは、環境制御技術については、オランダとの交流をもとに農業技術センター等で取り組んでおり、その成果も出ている。

また、有限会社四万十みはら菜園でも先進的に取り組んでおり、技術的な対応力は他県と比べても高いと考えている。

団地で営農を開始する企業のうち2社は、四万十みはら菜園の関連企業であり、一定の技術は持っているとは思いますが、県としても、先進的に取り組む民間企業と交流もしながら支援していきたい、との答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

「TPP（水産業分野）について」、執行部から、10月5日に米国アトランタで開催されたTPP閣僚会合において、TPP協定が大筋合意された後、明らかになってきた交渉結果の内容について、報告がありました。

委員から、魚粉やかつお節の関税が撤廃され、チリ等から安価な魚粉が輸入されること

になると、かつお節を製造する際に発生する残渣を利用して、魚粉を製造している加工業者にとっては大きな痛手となり、伝統的産業が消滅してしまう可能性があると思うが、県はどのように判断しているのか、との質問がありました。

執行部からは、現在、養殖の餌料として輸入されている分については、恩恵を受けられるとの意見もあるが、一方で、地域で処理されている分への影響は懸念される。

そのため、例えば、土佐清水市の宗田節残渣処理施設については、老朽化等により限界が近いこともあることから、県も参加して、今後の対応について協議している、との答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

◎弘田委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ 私が採決の前に申し上げたことが全く盛り込まれていないんですけど。

◎ 7ページの上の段落にちょっと書いてありますが、これでは足りませんか。

◎ 全然入ってないですよ。これでは、ただ執行部の言うことはわかりました。全会一致で賛成しましたというだけの報告書やき。そうじゃなくて、現時点では認めるけど、ちゃんと知事の答弁にあったように承継企業を早く見つけることと雇用の安定・継続をしっかりとやりよということを前提に認めたので、その肝が抜けているんで。

どこに入れるかについては、例えば、最後の以上をもっての前に、なお、20号についてはという書き方で、全会一致で可決したが、承継企業と雇用の問題については、しっかりと和解議案の趣旨のとおりやることというような注文をつけた終わり方にしたらどうでしょうか。

文言については、採決の前に、例えばこんなことを入れたらどうかと書いていますので。

◎弘田委員長 正場に復します。

この報告書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会では閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

次に、来年度の出先機関の業務概要調査についてであります。

来年度の出先機関等の調査について、本委員会において、民間施設等を含めた調査先を決めておく必要がありますので、今後の予定等について書記に説明させます。

◎書記 それでは、御説明させていただきます。出先機関等調査の調査先選定について、お手元にお配りしております資料をごらんください。

まず、商工農林水産委員会が所管する出先機関は、資料の1枚目、①のとおりです。

②が関係する公社、団体等で、太字で表している部分が定例的に調査を行っている機関です。

資料の2枚目に参考として今年度の出先機関等調査の日程表をつけております。

今後の選定スケジュールですが、1月22日までに先機関等調査とあわせて視察すべき民間施設等を事務局まで御連絡いただき、民間施設等に視察の受け入れが可能かどうか確認後、正副委員長に調査先を選定していただき、事務局で具体的な日程調整を行った後、2月定例会で日程案としてお示ししたいと考えております。

2月定例会で日程案をもとに御協議いただいた後、その結果を次年度の委員会に申し送り、新しい委員会で正式に決定する流れとなります。

説明は以上です。

◎弘田委員長 それでは、このことについて、御意見がありましたら、どうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ 去年も行ったから、今年もこの機関に行きましようではなくて、補助先等も含めて、重要なテーマとして我々が感じたことを次年度に送ることにしたほうがいいのではないかと思います。例えば、林業でいえば、木質バイオマス発電所はもちろん、池川木材工業有限会社も集成材のラミナ製造に巨額の補助が入るし大事なんで、今年も行きましたけど、委員の皆さんが大事やと思うところをまず挙げて、それで行き先を決めたらどうかと思いますけどね。

出先も確かなに行かないといけないけど、毎年一緒なところもあるので、産業振興計画でどんどん動いているところとかを見させてもらうほうが、県のチェックにもなるし、県の出先機関等調査という言葉に惑わされずに、そういった視点で選定したらいいと思います。

◎ グリーンエネルギー研究所で発生する焼却灰が中間ストックされているが、それが大量に土佐清水市の山林に仮置きされているので、これも見てもらいたい。

この焼却灰が肥料として処分されていけばいいんですけど、ただ単に処分される産業廃棄物となるのであれば、大量に出てきているので、今後、問題になる可能性がありますので、その辺も申し送りしておければ。

◎ 愛媛県にトヨタの出資等で大型の木質バイオマス発電所ができつつある。宿毛の発電所は八幡浜の材でなんとか存続している面もあるので、これが愛媛県にできたら、そっち

に取られてしまったときに、どうになってしまうのか。

県産材を活性化させる名目で我々も予算を認めているので、やっぱり県産材をどう活用するのか、もっと県も入ってしっかりやらんといかんと思うので、その辺も来年度は大きな課題になってくると思います。

◎ 木質バイオマス発電に関連していろいろな問題が生じています。先ほどの焼却灰についてもそうです。平成 25 年に環境省から産業廃棄物として扱わなくてもいいと通達されており、グリーンエネルギー研究所はその手続きをしているんですが、その処理方法の計画ができていないんですね。だから、何年もストックヤードに据え置かれて、そのままになってしまうと、大きな問題です。何千トンも発生する焼却灰ですから、その辺をもう少ししっかりとチェックしないといけないと思います。

◎ 出先だけではなく、今、言われたような意見も含めて、民間の施設であるけれども、そこも調査させていただく。

◎ 委員ももちろん意見を出し合わないといけないし、産業振興計画も含めていろいろな分野で調べてもらえたら課題も出てくると思うので、事務局でも可能な範囲で洗い出しをしてもらえないか。

おが粉ボイラーをトマトのハウスに使うけど、そのおが粉がないし、高い。原因はいろいろあるけど、その一つはおおとよ製材で出ているおが粉は県産材から出ているけど、どういうわけか、岡山の銘建工業の関連会社がおが粉の販売の権利を一手に握っている。それを知っている人は、なんで県産材から出たおが粉を岡山の会社に頭を下げて言い値で買わないといけないのかと言っている。四万十町の森林組合は四万十町のトマトのハウスにおが粉を供給することになっているので、困っています。最初は森林組合が原木をおが粉にして、それを乾燥させてトマトのハウスに入れる話だったのが、林野庁が原木をおが粉にすることはいかんとしているので、全然話が違ってきている。それじゃあ、なんでおが粉ボイラーを導入したのか、チップボイラーでよかったのじゃないかということになっている。今でも農業振興部はおが粉ボイラーのほうが安定しているし使いやすいといった理由を言うけど、そもそもなんでおが粉ボイラーだったのかが不思議だし、林野庁はおが粉にしたらいかんと言うし、四万十町森林組合は国の実証実験の補助金を受けておが粉製造施設をつくるけれど、結局、おおとよ製材からおが粉を買ってきて、乾燥させるだけなので、おかしい話になっています。

◎弘田委員長 正場に復します。

ただいま、委員の皆様方からいただきました御意見とあわせて、1月22日までいただきました御意見につきましては、正・副委員長で日程等の調整を行い、2月定例会において、本委員会からの申し送り案として御協議いただくことといたします。

以上をもって日程は全て終了いたしました。これで委員会を閉会いたします。

(15 時 54 分閉会)